資料　4

平成 24 年 3 月 12 日
健康部健康推進課

受動喫煙防止のための分煙化推進事業について

１　目的

区はこれまで、練馬区薬剤師会との協働による禁煙支援薬局事業、禁煙・分煙施設登録制度、練馬まつりや健康トークライブでの普及啓発事業、練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例の施行など、受動喫煙防止対策に一定の効果をあげてきた。しかし、多数の人が集まる民間施設や公共的な空間での対策が十分ではないという課題が残されている。そこで、区内の大規模商業施設に分煙化のための屋内喫煙所を設置することで、受動喫煙防止対策を推進し、もって健康な環境づくりの推進を目的とする。

２　事業の内容

区内の大規模商業施設内に分煙化のための屋内喫煙所を設置し、その助成を行う。本事業は、受動喫煙防止対策の実行性向上を図るためのモデル事業と位置づけ、喫煙所設置による受動喫煙防止効果を検証し、その結果を今後の分煙化施策に反映する。

３　設置予定施設

事業者　株式会社新都市ライフ光が丘事業本部（光が丘 IMA）

⑴場所　　資料４－１

⑵平面図、イメージ図　　資料４－２

⑶スケジュール

2 月～3 月　　工事

3 月 9 日　　竣工

４　予算

長期計画事業：分煙施設に対する助成事業　予算額 1500 千円

５　受動喫煙防止施策の経緯　　参考

屋内喫煙室設置予定場所

★印　専門店街１階（コイデカメラ前）

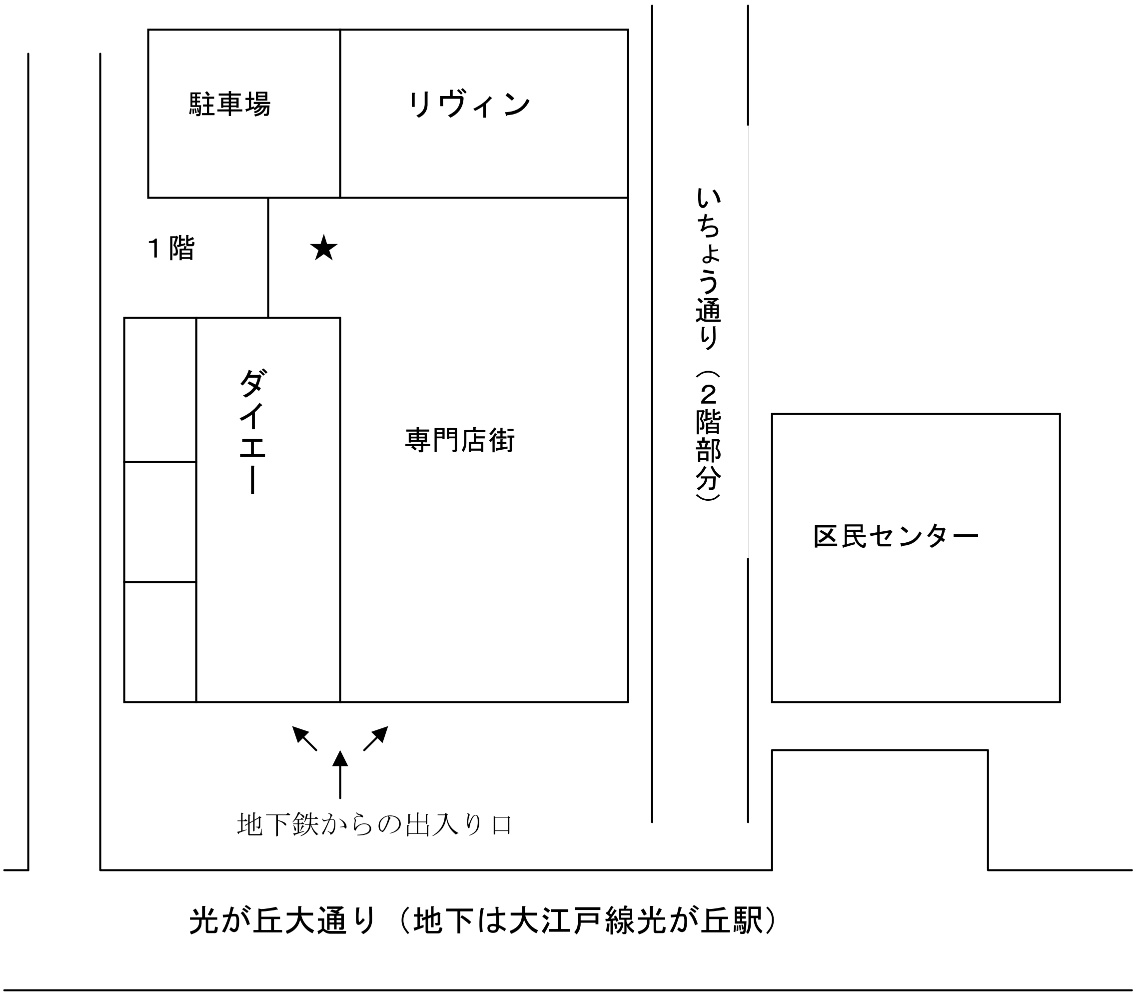

平面図

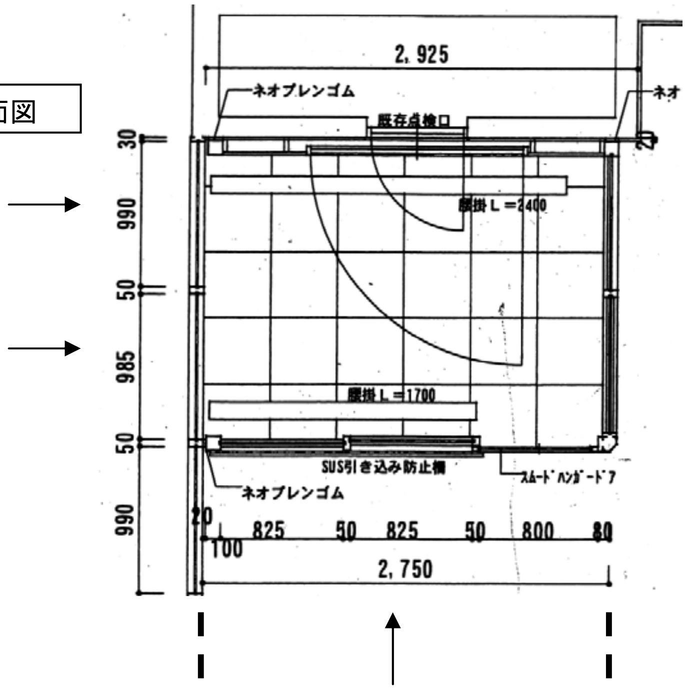

広さ
(985＋990)×2,750
≒5.4 平方メートル

イメージ図

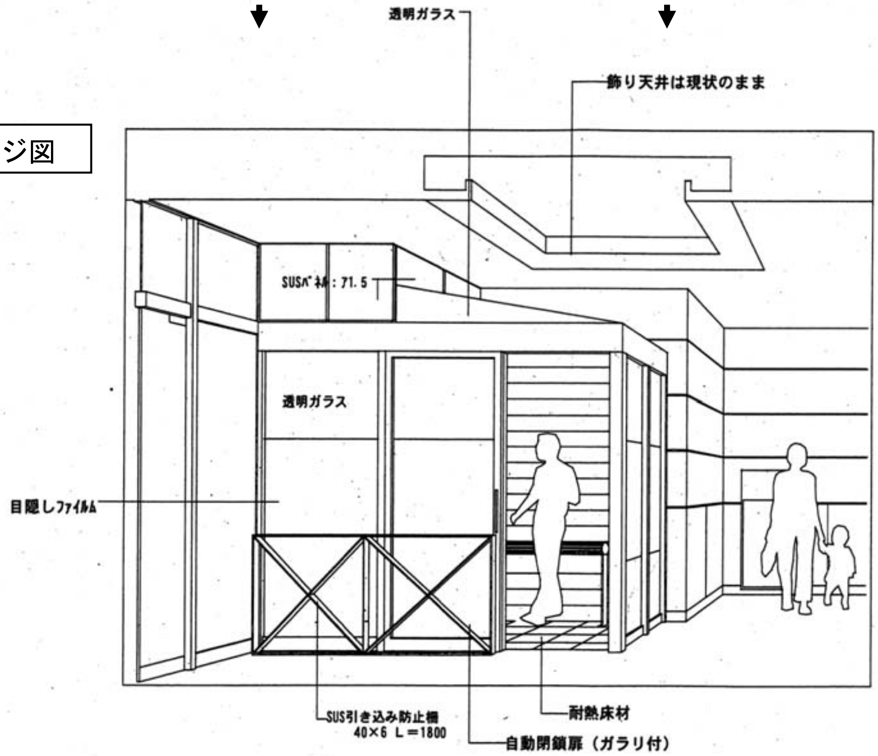

平成 24 年 3 月 12 日

健康部健康推進課

受動喫煙防止施策の経緯について

１　国の取組

(1)健康増進法（平成 15 年）

二十五条　学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(2)「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」報告書（平成 21 年 3 月）

ア　多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき

イ　社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つ

ウ　受動喫煙を含むたばこの健康への悪影響についてエビデンスに基づく正しい情報を発信し、受動喫煙防止対策が国民から求められる気運を高めていくことが重要

エ　喫煙者は自分のたばこの煙が周囲の者を曝露していることを認識することが必要

(3)厚生労働省健康局長通知（平成 22 年 2 月）

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

２　他自治体の取組

(1)　神奈川県

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（平成 22 年 4 月）

第 1 種施設と第 2 種施設に区分され、罰則規定（喫煙禁止区域でたばこを吸った場合は 2 万円以下、施設管理者が必要な義務を果たさない場合は 5 万円以下の過料）がある。

(2)　千代田区

ア「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」（平成 14 年 6 月）

区内に「路上禁煙地区」、「環境美化・浄化推進モデル地区」等を設け、喫煙と吸殻を捨てる行為を終日禁止。違反者は 2 万円以下の過料

イ「千代田区屋内喫煙所設置助成要綱」（平成 21 年 7 月）

民間ビルの空き店舗等を活用した屋内喫煙所の設置に対する助成事業。平成 22 年 6 月、モデルケースとして神田美倉町に無料喫煙所を設置

3　練馬区の取組

(1) 普及啓発事業

ア　ホームページ掲載

イ　妊婦・乳幼児保護者・未成年者向けクリアーファイル及びリーフレットの作成。保健相談所における母子集団指導および成人保健事業における個別相談

ウ　練馬まつり、健康トークライブなど各種イベントでの啓発

(2) 禁煙支援事業

ア　禁煙マラソンの実施（平成 22 年度）

イ　禁煙支援薬局事業（平成 22 年度より）

区内薬局のうち、協力が得られた薬局を禁煙支援薬局と位置づけ禁煙相談の拠点とするとともに、先着 100 名に対して禁煙補助剤の支給を行うことで、禁煙成功率を高めることを目的として実施。平成 24 年度までの 3 ヵ年事業。

(3)「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（平成 22 年 4 月、環境課まち美化推進係）

(4) 禁煙・分煙施設の登録制度

受動喫煙防止対策を明示する 4 種類のステッカー（全面禁煙、完全分煙、時間分煙、空間分煙）を施設（店舗）に貼付し、分煙方法の周知と受動喫煙を防ぐ意識の喚起を図る。練馬区 HP で公開。練馬区生活衛生協会（理美容、銭湯等）、練馬区食品衛生協会（飲食店等）に対し、協力を依頼。（149 事業者、平成 23 年 7 月末現在）

(5) 分煙化の推進（長期計画事業：分煙施設に対する助成事業　予算額 1500 千円）

受動喫煙防止対策の実効性向上を図るために、多数の人が集まる施設や公共的な空間に分煙スペースを設置する事業者等に対し、設置費用の一部を助成する。

4　喫煙室の具体例

(1) 区立施設

本庁舎、石神井庁舎、光が丘区民センター、練馬文化センター、石神井区民交流センター、少年自然の家（4 ヶ所）、中村南スポーツ交流センター、特養（田柄、関町、大泉、豊玉高齢者センター）、敬老館（東大泉、西大泉、石神井台、中村）

(2) 商業施設

西武百貨店（池袋）、東武百貨店（池袋）、高島屋（新宿）

参考：京王、小田急、伊勢丹は開放された屋上を喫煙スペースとしている。